

苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」という）に基づき、事業者が求められる社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮について、その提供に要する費用の一部を助成することにより、これらのものが合理的配慮の提供を行いやすいように支援し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ法及び規則に規定する用語の意義によるものとする。

(対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業者であって、苫小牧市内において、飲食、物販、医療など日常的に不特定多数のものが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行うもの。
- (2) 苫小牧市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 事業主又は会社法に規定する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) その他補助対象の事業所等として適さないと認められる事項がないこと。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は都道府県その他各種団体等が実施する補助事業により補助の対象となっている経費を除く。

(助成金の額)

第5条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の額は、予算の範囲内において、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

(申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費が点字メニュー作成などのコミュニケーションツール作成費である場合、次に掲げる書類
 - ア 仕様書
 - イ 対象経費の見積書
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 対象経費が筆談ボードの購入など物品購入費である場合、次に掲げる書類
 - ア 対象経費の内容が分かるカタログ等の写し
 - イ 対象経費の見積書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 対象経費が簡易スロープ工事など工事施工費である場合、次に掲げる書類

- ア 工事計画書（様式第2号）
- イ 工事費見積書
- ウ その他市長が必要と認める書類

（決定及び却下）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

2 市長は、工事施工費に係る助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は申請日の属する年度の3月31日又はコミュニケーションツールを作成し、物品を購入し、もしくは工事を完了した日から30日を経過した日のいずれか早い日までに完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費又は物品購入費である場合、次に掲げる書類

- ア 納品書の写し
- イ 領収書の写し

(2) 対象経費が工事施工費である場合、次に掲げる書類

- ア 領収書の写し
- イ 工事契約書等の写し※契約書等がない場合には省略して差し支えない。
- ウ 工事内訳書の写し

(3) 苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書又は苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金額決定通知書（様式第7号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに苫小牧市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第8号）により、市長に助成金を請求するものとする。

3 市長は前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付す

るものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が取消しが必要と認めるとき。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象経費	摘要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	コミュニケーションツールの作成に係る経費 〈例〉 ・点字メニュー ・会話ボード	25,000円
物品購入費	物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費 〈例〉 ・筆談ボード ・折りたたみ式スロープ ・簡易洋式トイレ ・受付用ローカウンター ・高さ可動式テーブル	50,000円
工事施工費	工事の施工に係る経費 〈例〉 ・階段等の手すりの設置 ・段差の解消 ・点字ブロック等の敷設 ・便器の手すり設置 ・和式トイレの洋式化 ・ドアの改修、取替え ・洗面所、手洗い場などの改修	100,000円